６ 科目一覧

《収入科目の種類》

浜田市交付金	市が交付するまちづくり総合交付金
積立繰入金	積立金を取り崩して事業を実施する場合、収入科目として計上する。
繰越金	前年度から繰越した金額
雑収入	一時的かつ少額な収入で他の科目のいずれにも含まれないもの
会費・負担金	会員から集めた会費 継続して安定した活動を行うためにも、会費制度による組織運営を検討してください。
その他 補助金等	国、県、市や財団等からの補助金、助成金など 収支予算書・収支決算書の備考欄に補助金の名前と金額を記載してください。
寄附金	祭事にいただくご祝儀など
事業収入	収益事業による収入

《支出科目の種類》

報償費	役務の提供に対する謝礼、広く表彰の意味を持つ経費、記念品などの費用
旅費	電車、バス、車などの交通費
消耗品費	短期間又は一度の使用によって消費されるもの、き損しやすいもの、著しく長期間の保存に耐えないもの。日用品、封筒、ファイルなどの事務用品、書籍などの費用
材料費	イベント等で提供する料理等に係る食材料費、修理等に必要な原材料費
食糧費	事業実施上、必要となる各種会議用・接待用の茶菓、弁当やオードブルなどの費用。賄材料費（食材等）を含む。※1事業につき1人あたり税込み1,500円まで
印刷製本費	パンフレット等の印刷代、写真の現像、製本代などの費用
光熱水費	電気、水道、ガス料金などの費用。燃料費（灯油・ガソリンなど）
修繕料	車両や備品の修繕、部品の取替え、建物などの修理に要する費用
通信運搬費	電話料金、切手、はがき、小包など郵送費、宅急便の料金など
手数料	クリーニング代、振込手数料、新聞折込料、薬剤散布の手数料など
保険料	ボランティア保険・損害保険などの保険料
委託費	イベントの舞台装置、音響設置などの委託料。草刈り、溝掃除、ごみ処理委託料など
使用料	会場使用料、高速道路の通行料、賃借料（車両等の借上料）など
工事請負費	建造物、工作物等の新設（設置）、請負工事などの費用
備品購入費	性質、形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐える物。ただし、購入価格が1万円未満のもの及び消耗品は除く。
負担金	研修等への参加負担金などの費用
助成金	構成町内やこども会、敬老会などの実行委員会への助成金
積立金	長期的な事業や記念事業の実施に向けての積立金
繰越金	翌年度へ繰越す金額

令和8年度拡充

※必ずしも上記の費目で決算書を作成する必要はありません。

7　交付金の活用例

※以下に記載しているもの以外にも活用できます。ご不明な点はご連絡ください。

報償費	・講師、出演者、団体等への謝礼 ・臨時的なスタッフへの謝礼 ・視察先へのお土産代 ・イベントの景品代 ・行事の記念品 ・大会等の賞品
旅費	・講師等の旅費 ・諸会議に要する旅費 ・鉄道、バス、車などの交通費
消耗品費	・消毒液、マスク、ゴム手袋等 ・事務用品 ・チラシ、パンフレットの用紙代 ・書籍、資料代 ・花の苗及び種、軍手、段ボール、土のう袋、除草剤等 ・ごみ袋代
材料費	・イベントで提供する料理等の食材料費（イベントで提供する豚汁の食材等） ・修繕等の原材料費（石材、鉄骨、砂、セメント等）
食糧費 ※1事業につき1人あたり税込み1,500円まで **令和8年度拡充**	・講師等の弁当、飲料代 ・会議等の飲料代、茶菓子代 ・視察研修における飲食代 ・お茶、ジュース、弁当代 ・事業に必要かつ適切であると認められる飲食代
印刷製本費	・チラシ、ポスター、プログラム、写真等の印刷代 ・資料等のコピー代 ・製本代
光熱水費	・集会施設の光熱水費 ・防犯灯の電気料 ・草刈り等の燃料費
修繕料	・車両や備品の修繕 ・部品の取り換え ・建物など修理に要する費用

通信運搬費	・電話代、切手代、はがき代 ・宅急便などの送料
手数料	・振込手数料 ・クリーニング代 ・新聞折込料
保険料	・傷害保険料 ・ボランティア保険 ・火災保険　等
委託費	・イベントの舞台装置、音響、電気配線設置などの委託料 ・パンフレット作成委託料 ・パネル、看板作成委託料 ・草刈り、溝掃除、ごみ処理委託料
使用料	・会場使用料 ・会場等の冷暖房使用料 ・駐車場の使用料 ・車両等の借上料 ・機器等の賃借料 ・リース代
工事請負費 ※60万円未満の工事/件	・掲示板の設置工事 ・観光等の案内看板の設置工事 ・集会施設等の改修費
備品購入費 ※20万円未満の備品/個	・事業に必要な器具、機器等 ・事務局のパソコン、印刷機等 ・マイク等の音響設備 ・スポーツ備品 ・防災備品（消火器、懐中電灯等） ・AED ・草刈り機 ・備品格納倉庫 ・ごみステーション整備
負担金	・研修会等への参加負担金